

2021年11月4日

各位

株式会社みなと銀行

『三木市における空家等の利活用及び発生抑制に関する連携協定』の締結について

関西みらいフィナンシャルグループのみなと銀行（社長 武市 寿一）は、三木市における空家等対策にかかる諸問題の解決に向け、同市及び独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店との三者による「三木市における空家等の利活用及び発生抑制に関する連携協定」を締結することとなり、下記のとおり、協定調印式を開催することとなりましたのでお知らせいたします。

上記の三者が相互に連携及び協力することで、空家等の利活用及び発生抑制に関する対策を推進し、安全・安心なまちづくり及び地域の活性化を図ってまいります。

みなと銀行は、今後も地域の皆さまへの金融・情報サービスの提供を通じて、地域経済の活性化に貢献してまいります。

記

1. 協定調印式の概要

日 時	2021年11月4日（木） 15：00～15：30
場 所	三木市役所 5階 中会議室 （兵庫県三木市上の丸町10番30号）
協定締結先	三木市 株式会社みなと銀行 独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店
出席予定者	三木市 市長 仲田 一彦 市民生活部長 安福 昇治 株式会社みなと銀行 代表取締役社長 武市 寿一 執行役員播丹地域本部長 梶本 隆介 独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店 近畿支店長 中島 康成 近畿支店地域連携部門長 城地 哲哉
協定内容	本協定により、当社、住宅金融支援機構が連携して提供する金融商品の一部において、金利引き下げ等の優遇措置を適用

以上